

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2013. 3.10発行〈通巻第431号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 英さん石綿肺がん不支給取消裁判  
大阪高裁全面勝訴! 厚労省上告せず ..... 2
- 放射線被ばくの一元管理義務化を ..... 7
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その29 古川和子 ..... 11
- 韓国からのニュース ..... 13
- 前線から ..... 15  
元請けが事業主証明拒否 Sさんのじん肺労災認定 大阪/  
外国人技能実習生の労災かくしで申し入れ 連合大阪ハートフル  
ユニオン 大阪

# 英さん石綿肺がん不支給取り消し裁判 大阪高裁全面勝訴！ 厚労省上告せず確定

神戸港で積荷の数量や状態を確認し証明する業務（検数業務）に、1961年から約20年間従事し、2006年1月に肺腺がんで亡くなった英（はなぶさ）規雄さん（死亡当時64才）の遺族が、労災請求を不支給とした神戸東労基署長を相手取って不支給決定処分の取り消しを求めた裁判の控訴審で、大阪高裁は国側の控訴を棄却した。国は上告しなかったため、英さんの勝訴が確定した。

原告の英さんご遺族、アスベスト訴訟関西弁護団、ひょうご労働安全衛生センターを中心とする支援の方々の闘いによって、現行の石綿肺がん労災認定基準の改正を迫る画期的判決が勝ち取られた。

石綿肺がん労災不支給取り消し裁判は本件を含めて8件あり（P3表1参照）、そのうち、今回の英裁判を含めて2件が原告勝訴確定している。高裁判決での確定は英裁判がはじめて。

他に高裁段階で、小林勝さんを原告とする東京高裁での訴訟があり（東京地裁では原告勝訴）、5月28日午後1時30分から判決予定となっている。

英裁判判決は、この小林高裁判決の動向に重大な影響を与えるとみられる。

石綿肺がんの労災認定基準をめぐっては、「石綿小体5000本未満は切り捨て」という極めて不当な運用による不支給事案が相次ぎ、大きな問題になってきた。

小林裁判（2012年2月23日東京地裁）、英裁判（同年3月22日神戸地裁）の原告勝訴地裁判決の直後、厚労省は2012年3月29日付で労災認定基準を改訂した。

しかし、このときの改訂は、両判決が「石綿小体5000本基準は不当」であるとしたことを取り入れない、明かな改悪であった。（P4表2参照）

今回の大阪高裁判決は、厚労省の不当性を明らかにしたものとなったが、厚労省は上告断念にあたって「すでに認定基準は改訂した」などと話しているという。

しかし、2012年新認定基準によれば英さんのケースは不支給となることは明か（表1、表2参照）。つまり、英さんは「石綿作業従事期間10年以上、胸膜プラークなし、乾燥肺中の石綿小体741本」。2012年新認定基



表2 労災認定基準の変遷

2006年基準			
	医学的所見	石綿作業従事期間	業務上外の判断
1	石綿肺所見	—	○
2	胸膜プラーク所見又は石綿小体・石綿繊維	10年以上	○
		10年未満	△(個別検討)
3	乾燥肺中の石綿小体又は石綿繊維(2012年基準の3の①~④の場合)	—	○
	肺内に石綿小体又は石綿繊維(上記の場合を除く)	10年以上	○
		10年未満	△(個別検討)

2012年基準				
	医学的所見	石綿作業従事期間	業務上外の判断	備考(厚労省の説明)
1	石綿肺所見	—	○	(現行通り)
2	胸膜プラーク所見	10年以上	○	当面、現行を維持 但し、石綿製造の業務については、平成8年以降の期間を原則1/2で評価
		10年未満	△(個別検討)	
	広範囲の胸膜プラーク所見 ・エックス線写真で明かな陰影として確認でき、かつ、CT画像で確認できる場合 ・CT画像で胸壁の1/4以上ある場合	1年以上	○	(新たな基準)
		1年未満	△(個別検討)	
3	①乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体 ②乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維(5μm超) ③乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿繊維(1μm超) ④気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体 ⑤肺組織切片中の石綿小体又は石綿繊維	1年以上	○	(基準の明確化)
		1年未満	△(個別検討)	
	乾燥肺中の石綿小体が1000本以上5000本未満	—	△(個別検討)	(基準の明確化)
4	びまん性胸膜肥厚 ※びまん性胸膜肥厚については、認定基準に別途記載		○	(新たな基準)

準では、3にある「乾燥肺中の石綿小体が1000本以上5000本未満」にも該当しないので、本省における個別検討の対象にもならず、請求を受け付けた労基署で右から左に自動的に不支給になる、というわけだ。

英さんは2006年認定基準の2が適用されて、労災認定されてしかるべきだった。2006年基準は10年以上のばく露のある場合は、本数を問わず石綿小体が検出されれば認定すると明定していたからだ。

厚労省は「乾燥肺中の石綿小体5000本以上」という新たな基準を勝手に付け加える「2007年事務連絡」を出した。これが今回の判決では「平成19年認定基準に合理性があるとは認めがたい」と断罪された（新聞記事参照）。

であるので、厚労省は、最高裁に上告しな

いのであれば、英さんのケースを認定できるように労災認定基準を改正しなければならない。しかし、厚労省は上記の通り開き直っている。

同じ石綿ばく露を受けても、肺内の石綿小体には大きなばらつきがあるのであるから、石綿小体数を重視するのではなく、それは、あくまで救済のための目安に止めて、まずは、ばく露年数を重視する認定基準にするべきであって、その意味で、2012年基準は明らかに逆行、改悪になってしまった。

「欺瞞」である。まことをもって許しがたい。

厚労省の悪政によって多くの石綿肺がん被害者が労災認定を受けられないままだ。

厚労省は猛省し、認定基準を即刻改正するべきである。



判決翌日から電話相談を実施



### 神戸港 石綿禍訴訟

# 一審も労災を認定

## 大阪高裁「国側に合理性なし」

神戸港の貨物検査業務でアスベスト(石綿)を吸い、肺がんや死亡した男性の労災を認定しないのは不当として、遺族が国に処置の消しを求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は12日、請求を認め、神戸地裁判決を支持し、国側の控訴を却した。遺族側弁護団によると、同種の訴訟は全国でほかにも6件が係争中で高裁判決は初めて。

判決によると、死亡したのは英規雄さん(当時46歳)。約20年間、輸入貨物の数量を検査する検数作業に従事。2003年に肺がんと診断され、神戸東労働基準監督署で労災申請したが、06年に死亡。労基署は同年、石綿による肺がんについて、厚生労働省は06年、

きょう、あす  
石綿電話相談  
市民団体「中皮腫・じん肺・アスベストセンタ」(東京都)は12、14の両日、石綿肺がん(午前9～午後5時)の電話相談を受け付け、療養、補償、救済について石綿問題に詳しい相談員が応じる。無料。関西の相談窓口は谷07-8-3882・2118

どの電話相談を受け付けられれば認定しないケースがあるなど、対応はらつきがあった。英さんとの場合は741本だった。さらに厚労省は、英さんが亡くなった後の07年、5千本以上という基準を追加し、認定範囲を狭めている。こうした厚労省の労災認定について、谷口幸博(一夫は白いもの(石綿)裁判長は判決理由「肺をかついで仕事をし、内にある石綿小体の量を」と話していた。国は石綿基準とする国の運用は差が原因であるという科学的知見に基づいてあるを認めてほしい」と話した。

## 遺族「認定基準見直しを」

石綿小体の数を基準にした厚生労働省の石綿肺がん労災認定基準。神戸地裁、東京地裁に続いて大阪高裁も、これを否定する判断を下した。石綿肺がんをめぐるとは少なくとも神戸、大阪、東京地裁で6件が係争中で、遺族側は「国は基準の見直しを」と訴えた。

問題になっているのは、厚労省の2007年判決は「(英さんが吸った疑いが強い)白石綿は石綿小体を形成しにくく、石綿小体数を基準とするに合理性は認められない」とした。昨年2月に判決が言い渡された新日鉄君津製鉄所(千葉県)の元従業員男性(61)の労災認定訴訟では、東京地裁が「(厚労省の基準は)労働者が被曝する量が認定基準を2倍とみられている」と指摘。今回の大阪高裁判決も「肺内に石綿小体が認められれば足りる。量的数値は問題」といって、国の言い分を退けた。厚労省は昨年3月、認定基準を改正したが、石綿小体の5千本基準は残ったまま。英さんの遺族代理人の位田浩平弁護士は「石綿肺がんは中皮腫の2倍とみられているが、労災認定数は肺がんの方が少ない。認定基準が厳しすぎる」と訴え、被害者連に合った基準と



一番に訴え大阪高裁でも勝訴し、会見する英規雄さんの妻藤子さん(左)と12日後、大阪市北区

2013年2月13日 神戸新聞

# 放射線被ばくの一元管理義務化を 制度改正が必須

## 重要な役割を持つ 被ばく登録管理制度

放射線業務従事者が管理区域で仕事に被ばくする放射線の量は、測定して記録することが義務付けられていて、その記録は長期間保存することが義務付けられている。放射線の人体への影響は、大量の被ばくですぐに症状が現れる障害以外に、比較的少ない被ばくでもその累積の量に応じて何年も後になって影響が現れる、発がんなどの確率的影響があるからだ。そのために、被ばく限度も1年に5 mSv、5年で100mSvを超えてはならないと定められている。

それでは、長期間の保存というのはどれぐらいの期間かという、電離放射線障害防止規則（電離則）では次のように定めている。

「事業者は、・・・これを30年間保存しなければならない。ただし、当該記録を5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。」（電離則第9条第2項）

30年間の保存を事業者に義務付けているわけである。しかし、あとのただし書きが

あって、5年間記録を保存してからは「厚生労働大臣が指定する機関」に引き渡したら、もう義務はなくなるとしている。で、この「指定する機関」とは何かというと、財団法人放射線影響協会が運営する「放射線従事者中央登録センター」のことである。

要するに法令で30年間という長期間の保存を義務付けていても、その義務主体である事業者は、いつまでも事業を続けるとは限らないし、またすべての事業者が善良で義務を履行する能力を持ち続けるというわけにもいかないだろうから、その保存は確かなところに一元化しておこうというわけだ。

それに放射線業務に従事する人は、1か所の事業所で働き続けるとは限らない。何か所もの別の事業所で放射線業務につくような場合、それぞれの事業者が記録して、そのデータを保存しても、その個人の累積被ばく線量は、全部を合計しないことにはわからない。これも被ばく線量の管理を中央登録センターに一元化できていれば、いつでも累積の被ばく線量を知ることができる。

また、原発内作業による被ばくが原因として、白血病等について労災補償を受けた例は、これまで11例あるが、そのほとんど

は中央登録センターで管理されている累積被ばく線量のデータを業務上外判断のための重要な根拠として扱っていることが知られている。つまり被ばくの客観的な資料として現行の被ばく管理の仕組みの中ではたいへん重要な位置を占めているわけだ。

### あくまで任意の登録管理 費用負担はだれがする？

ところが、福島第一原発事故後の収束作業以降の一連の放射線被ばく環境の中で、このシステムのどうしようもない限界が顕在化している。それは除染作業をはじめとした原発敷地外の放射線被ばく環境下の作業に従事する労働者の被ばくデータの管理の問題である。

もともと中央登録センターで被ばく線量管理登録制度に加入している原子力事業所は、原子炉設置者である電力会社の事業所や核燃料物質加工工場など38事業所となっていて、事故以前の平時は、これで原子力施設関係の放射線業務従事者はほぼ把握できていた。

しかし、除染作業従事者と、汚染地域での業務につく特定線量下業務従事者については、これまでの原子力事業所とは全く異なるバラバラの事業者が対象となる。厚生労働省は除染電離則において、中央登録センターつまり放射線影響協会を「引き渡し機関」として指定し、電離則と同じく5年経過した後の管理を一元的する措置をとったわけだが、その意図が徹底されるわけもなかった。

データの引き渡しが義務付けられているわけでもなく、ましてや引き渡すシステムを利用するとなると当然に費用が発生する。決して何十年も先のことを見越して率先して負担を引き受ける事業者はいない。かくしてこの制度の活用はほとんど進まないという事態に立ち至ることとなったわけである。

さらに今後は除染廃棄物の処理などという、電離則の直接対象となる新たな種類の放射線業務従事者が立ち働く場面がおおくなるだろう。これらの労働者も決して原子力事業所には所属しないわけで、結局は除染作業者と同様に一元管理とは程遠い存在になるのは想像に難くない。

### 原子力委員会専門部会

#### 一元管理は原子力産業の必須事項

そもそも被ばく線量登録管理制度とは、日本で原子力開発が始まった初期の段階で原子力委員会に1962年に設置された「原子力事業従業員災害補償専門部会」において、被ばくの一元管理の必要性が検討課題の一つとされたことに端を発する。1977年に中央登録センターが発足し、原子力施設での放射線業務従事者の被ばく線量は、原子力事業者自身の直接の負担により一元管理されることになったわけである。そして電離則だけではなく、放射線障害防止法や原子炉等規制法関係の各規則など関係法令で「引き渡し機関」として規定されることとなったわけだ。

しかしこの制度は、あくまでも事業者が

自主的に作ったものにすぎず、したがって引き渡しは義務でもなんでもないというところに最大の問題が生じることになる。

## 最大の放射線業務従事者集団 医療従事者はほとんど管理ゼロ？

また、原発事故をきっかけにその矛盾が明らかになっているわけだが、そもそも従来から放射線被ばくの一元管理が必要であるにも関わらず、原子力産業以外でほとんど行われていないこと自体が問題であったといえる。

中央登録センターでは、原子力事業所以外では、工業分野などの放射線障害防止法の対象となるRI被ばく線量登録管理制度も運用されているが、対象となる事業所が約5000あるうち、制度に参加しているのは30事業者にすぎないという。そして何より放射線業務従事者数が最も多いとされる医療機関にあっては、まったく一元管理の試みさえ未だになされていないのである。

医療機関における放射線業務従事者の被ばく線量が大きかったことはないというのならともかく、医療職の総被ばく線量は原子力産業の比ではない。たとえば被ばく線量管理を専門的に扱う測定サービス事業者の大手4社で構成する「個人線量測定機関協議会」のHPで公表されている平成23年度の被ばく線量は、32万人で12万8千人・mSvとなっている。この公表データでさらに驚くのは、年限度である50mSvを超えて被ばくしている医療従事者が18人もいるということだ。

何か事故があったわけでもないのに、大手4社が管理している中だけで18人が電離則で規定する限度を超え、しかもその該当事業者は、おそらく何の処分や警告も関係当局から受けていないだろう。

さらに想像を進めて言えば、これまで放射線被ばくが原因として白血病等の確率的影響が業務上疾病と認められたのは原子力発電所で働いたことによる11名だけである。これほどまでに多くの被ばくを引き受けてしまっている医療従事者について労災保険の請求と認定はなんとゼロなのである。

電離則の規定によれば、6か月ごとの健康診断で被ばく歴の有無を調べることになっているが、医療機関の放射線業務従事者は、新たな事業所に勤務する際、前の事業所の被ばくデータを累積するなどという規定はどこにもなく、結局は本人が管理するかどうかにかかっていることになってしまう。したがって放射線業務従事者のうち最も多い医療従事者については、一元管理は程遠く、ひいては放射線被ばくによる健康影響のデータは無視されてしまっていると考えいえるのではないだろうか。

## ただちに一元管理義務化 国の主導で実現を

現在の状況は、被ばく管理について必要なことを明確にしているといえるのではないだろうか。つまり、放射線被ばく管理は、法令により一元化し、国の主導で行うべきということだ。その責任は、単に末端の事業者には負わせるのではなく、原子炉設置者や

元方事業者に明確に負わせることとし、引き渡し機関には国が責任をもって管理すべきであろう。

もちろん、いまだに端緒にもつけない医療従事者の被ばくについては、直ちに義務化することは無理があるとしても、30年以上の実績がある原子力施設の従事者と何より現在の原発事故の収束に関わる作業員については、早急に一元管理を義務化するべきであろう。

放射線の人体への影響の特徴に合わせた法令改正は、この際、すみやかに進めるべきだ。



## 原発事故と被曝労働

### 被ばく労働を考えるネットワーク編

原発で起こっていること、事故で拡散する被ばく労働の実態の一端を知るための1冊



はじめに 被ばく労働に隠されている原発の本質とこの社会の闇  
第1章 被ばく労働をめぐる政策・規制と福島の収束作業  
第2章 さまざまな労働現場に拡がる被ばく問題  
第3章 非正規労働（使い捨て労働力）の象徴としての被ばく労働  
第4章 原発事故収束作業の実態  
第5章 福島現地の現状と家族の声  
第6章 除染という新たな被ばく労働  
あとがき 被ばく労働問題を反/脱原発の取り組みの中に位置づけるために  
資料

さんいちブックレット007 発行 (株)三一書房 1000円+税

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●一部800円

●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

## 連載 それぞれのアスベスト禍 その29

### 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

#### 事務所は防空壕内だった

クボタショックの2005年から厚生労働省が石綿労災認定事業場名の公表を行い、その公表にあわせて全国各地の安全センターでホットライン相談が実施されている。昨年の11月29・30日にもホットラインが実施され、関西センター事務所を関西圏の相談窓口として、ひょうご労働安全衛生センターからも西山さん達に応援に来て頂いた。相談件数は全国で150件を越え、私が受けた相談の中には愕然とするものもあった。その中の一事例を紹介しよう。

「義父が中皮腫です。労災申請したけれども不支給決定でした。環境再生保全機構の認定は受けています」という内容だった。この話だけではわりとあるケースだ。しかしもっと突っ込んで話を聞き驚いた。

長崎市在住のTさん(77歳)はH19年に胸水が貯まり原因不明のまま過ごしたが、H20年初めになって検査により胸膜中皮腫と診断された。以後は抗がん剤治療などを行ってきたが、最近は自宅で緩和的な療法で対処している。しかし確定診断はついたものの、救済措置の手続きは全く行わなかった。「知らなかった」からだ。

H23年2月にやっと長崎労働基準監督署に相談した。すると対応した担当者から「最終曝露が品川なのでそちらの監督署に」と説明を受けた。しかし最終曝露事業所だと

思っていたその事業所では石綿曝露が確認されず、8ヵ月たった10月には不支給決定通知が届いた。その時に初めて「石綿健康被害救済法」がある事を知り、申請した。石綿健康被害救済法は直ぐに認定になった。では何処で石綿を吸ったのだろうか？

Tさんはかつて三菱重工長崎造船所の構内で孫請けとして勤務していたことがあり、Tさんの家族が「これは労災では？」と気づき長崎監督署に労災申請を行った。しかしTさんが勤務していたとされる「丸菱工業」の存在が確認されず、その後に勤務した家電製品運送会社が「最終曝露」と推測された。理由は、①倉庫内に石綿が有ったのでは？②冷蔵庫のドアのパッキンに石綿が使用されているのでは？といった類だ。しかし所轄監督署である東京の品川労働基準監督署の調査においては①②の理由に関して石綿曝露は確認されなかった。当然のことながら、不支給決定が下されたのだ。

相談電話を聞いた私は、急ぎ長崎監督署に走って休業補償請求行為を行うように勧めた。何故なら、Tさんは発病して5年以上も経過している。早くしないとそのその大半が休業補償対象の時効になってしまうからだ。まずは長崎監督署で白紙同然の「8号用紙」を提出して「受付印」を押して貰い「不備返戻」をして貰った。これで、この時点からの過去2年間の休業補償時効はストップされた。

電話相談からほどなく、Tさんの話を聞

きに長崎の自宅を訪問した。「三菱長崎造船  
じん肺患者会」の塚原さん、熊さんにもお忙  
しい中を同席頂いた。TさんとTさんの友  
人で、会社は違うけれども同じ様に造船所  
内で働いていたKさんにも一緒に話を聞いた。

Tさんは軽い認知症を患っていると聞き  
ていたが、当日はとても鮮明に話してく  
れた。「品川監督署に申請を行った時に認  
知症であるということもあり、丁寧に話を  
聞いてもらえなかった。電話の短時間な聞  
き取りで、しごく簡単に済まされた」とい  
う事をご家族から聞いていた。しかし面談  
してみると次々とその当時の作業内容が  
出てきた。

狭い船室内での溶接作業、配管の設置や  
修理。修理の時には古い断熱材を剥がして  
いたこと。部屋の壁に断熱材を貼ったりし  
ていたこと。常に石筆を持参して使用して  
いたこと。等など聞いたが、これでも石綿  
曝露が無かったというのだろうか？いった  
い何故このような事態になってしまったのか？  
私の頭は混乱した。

不支給決定になった理由は、①最終事業  
場では石綿曝露は無かった②その前の三菱  
造船所構内孫請け業者に「丸菱工業」の存  
在が無かった③「丸菱工業」の親方の川口  
さんの所在が不明であるから確認できない、  
などである。

ここでTさんの話を少し紹介しよう。

- ・多くの下請け業者の人達が同じタンク  
(船)の中で作業を行っていた。
- ・主に居住区の配管をやり、溶接は仮付け  
までやった。
- ・石筆を使用して鉄板に印を付けていた。  
当然の如く、先端を尖らせる為にグライ  
ンダーにかけていた。
- ・石綿の業者の人も一緒に仕事していた。
- ・朝行くと船の中に入り、昼は戦時中に造

られた防空壕の中にある事務所で弁当を  
食べ、夕方は防空壕に設置したドラム缶  
の風呂に入って帰った。

- ・建造船は主にリベリア船籍のタンカー  
だった。
- ・「ビードル号」の進水式でワイヤーが切  
れて岸壁に突き当たった。

以上の話を聞くと、Tさんの石綿曝露は  
否定しきれない。しかし品川監督署からの  
問い合わせに長崎監督署は「丸菱工業」が  
存在しなく、元同僚もいないと回答してい  
た。就労の実態が解らないのだから当然、  
不支給になったのだろうが、調べようと  
もしたなかった両監督署の怠慢さも大き  
な原因である。

その後、Tさんが主張していた場所の古  
い住宅地図を調べると、そこには「丸菱  
商会」が記載されていた。「丸菱工業」  
ではなくて「丸菱商会」の間違いだ  
ったと解った。

遙か昔の記憶を辿ってゆく作業には、  
あらゆる可能性を追求しなければいけ  
ないと考えている。まして、数年しか勤  
務していなかった職場は記憶が不確かな  
事もある。だからその補足調査が重要  
なキーポイントにもなるのだ。石綿被  
害労働者の救済事業を進めるのが監督  
署の責務だと思っているが、それは私  
の過度な期待なのだろうか？

この話はまだ続きがある。



## 韓国からのニュース

### ■過度な懲戒でコレイル機関士自殺、遺族が労災申請

コレイルの過度な懲戒のストレスで自殺した機関士・チェ・某(46)氏の遺族が「故人の自殺は懲戒と職務に伴う業務上災害」として勤労福祉公団に遺族手当と葬儀料の支給を請求した。

チェ氏は昨年1月、〇駅で停止位置を200M行き過ぎる運行障害を起こし、結果、列車の運行が3分間遅れた。今迄なら警告措置で終わる事案だ。ところがこの事故は、コレイルが『事故鉄』の汚名を雪ぐための『安全確保緊急命令』を出した状況下で発生したため、マスコミに袋叩きにされ、チェ氏は直ちに職位解除され、独りで運転規定を筆記するという精神教育を受けた。同年2月に現場に復帰したが、3ヶ月の減給が科された。同じ事業所の同僚にも警告措置を行った。まさに異例な重懲戒で、チェ氏は復職後に不安症状を訴え、適応障害の診断を受けた。チェ氏は他の業務への転職を要請したが、コレイルはこれを無視し、結局、チェ氏は自殺を選択した。

コレイルは列車事故が頻発し、昨年4月に機関士の人的エラー予防のヒューマンエラー研究委員会を発足させた。委員会はチェ氏の事件について「業務に対する激しい負担が適応障害を起こした」という内容の意見書を公団に提出した。2013年2月14日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

### ■労働部、業務上疾病の認定基準拡大／21種の癌を業務上疾病と認定

サムスン電子の白血病事態を契機にした発癌物質と職業性癌発病の関連性の論議が、業務上疾病認定制度の改編に繋がった。雇用労働部は職業性癌を誘発する原因物質を大幅に追加し、発癌物質の曝露と癌発病との関連性が確認された疾病を、職業性癌と認定する方向で産業災害補償保険法施行令を改正することにした。

労働部は職業性癌を誘発する原因物質14種を追加し、12種の癌を業務上疾病と認定する内容を改正案に入れた。今迄の9種物質・9種癌から23種物質・

21種癌に拡大する。エックス線・ガンマ線と、塗装工程(スプレー塗装)が発癌物質に追加され、卵巣癌・胃癌・大腸癌・乳癌が職業性癌の認定範囲に含まれた。

呼吸器系疾病の認定範囲も拡大する。呼吸器系疾病を誘発する原因物質が現行の19種から33種に増える。慢性閉鎖性肺疾患も呼吸器疾病に追加され、療養と合併症予防のための事後管理の対象になる。

労働部はこれと共に精神疾病の認定基準を新設し、業務上ストレスによる精神疾病の内、有害要因と疾病の原因的関連性が確認された外傷後ストレス障害を入れた。業務によるうつ病・恐慌障害・適応障害などの精神疾病に対しては、有害要因と疾病の原因的関連性を明確にするための研究を推進する。合わせて、現行の労働部告示に規定された慢性過労の認定基準に、業務時間の概念を導入し、判定の客観性を高めることにした。例えば、業務時間が12週間で週当たり平均60時間を超過する場合、業務と発病の関連性が強いと見る。

改正案で目に付くのは包括規定の新設だ。施行令に明示された業務上疾病認定基準に該当しなくても、今後の診断技術の発展によって有害要因と疾病の関連性が確認される場合、業務上疾病と認定するとした。2013年2月15日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

### ■大宇造船、最近4ヶ月間で3人が労災死亡／造船下請け労働者連帯「工期短縮が労働者を死に」

「造船下請け労働者連帯」によれば、大宇造船で昨年11月から今年2月までに3件の労災事故が発生し、3人が死亡して9人が重軽傷を負った。昨年11月、特殊船の船体3工場で働いていたパク・某(死亡当時48才)氏が狭窄事故で亡くなったのに続き、今年1月には325トンのブロックが落ちて1人が死亡、9名が負傷した。今月7日には大学入試の能力試験を受けた後、学費を稼ぐために水原から巨済にきて働いていた19才のチョン・某氏が、ハッチカバーを閉める作業中に26メートル下に墜落してその場で死亡し、周囲を悲しませた。

昨年11月の事故の犠牲者は元請け労働者であり、今年発生した2件の事故の犠牲者は下請け業者の労働者であった。

このように死亡事故が続くとすぐに、大宇造船の内部の労働者団体と外部の市民・社会団体を中心に、元請け会社の責任を問わねばならないという主張が提起されている。船の事業場の重大災害による死亡者の大部分は下請け労働者で、これらは無権利と安全保健措置不在の中で生命を脅かされている」として「造船所の非正規職下請け制度を撤廃し、正規職に切り替えることこそ、労災事故を根本的に減らせる対策」と主張した。2013年2月20日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

#### ■サムスンSDI 蔚山工場出身の労働者18人、希少疾患に罹患／「カラーブラウン管3工場を運営、被害者はもつといる」

蔚山地域労働者健康権対策委員会と半導体労働者の健康と人権を守る(パノリム)は記者会見を行い「サムスンSDI 蔚山工場で働いた労働者18人が、各種の希少疾患に罹ったことが確認された」と明らかにした。

サムスンSDI 蔚山工場のカラーブラウン管事業部(1988～2006年)とPDP事業部(2006～現在)で働いたヨ・ミョンウン氏は、昨年急性骨髄性白血病の診断を受けて治療中だ。ヨ氏は作業の過程でフッ酸と有機溶剤を扱った。

2004年に同じ工場の社内下請け業者に入社し、ブラウン管マスク洗浄の作業を2年間行った故パク・ジンヒョク(死亡当時28才)氏は、急性リンパ球性白血病に罹って2005年に亡くなった。

ヨ氏は勤労福祉公団蔚山支社に労災療養申請を提出した。故パク・ジンヒョク氏の遺族も遺族手当と葬儀費を申請した。

カラーブラウン管事業部でブラウン管パネルをフッ酸と苛性ソーダで洗浄する作業を3年間行い、2009年に鼻咽癌に罹ったキム・某氏は昨年労災申請をした。現在は公団の疫学調査を待っている。

パノリムによれば労災申請をした3人の他にも、サムスンSDI 蔚山工場で働いて癌に罹って死亡したり闘病中の労働者は更に15人程いる。脳疾患と腎不全症を訴えた労働者も10人に達する。提供された情報によれば、これらの相当数がカラーブラウン管1

工場で働いたと分かっている。この工場は86年から2007年まで稼動していた。

ソ・サンヨン蔚山労災追放運動連合相談室長は「昔サムスンSDIはカラーブラウン管生産が増えた時期に3工場まで運営していた」。「残りの2工場も1工場と同じ有機溶剤を使っていたので、各工場ごとに同規模の被害者があると推定される」と話した。

記者会見の参加者は労災申請に関して、「公団と雇用労働部は、被害者と遺族、これらが推薦する専門担当者が参加する公正な疫学調査を行わなければならない」。「サムスンSDIも職業性癌の被害者と遺族に謝り、癌の集団発病に対する真相究明を行わなければならない」と話した。2013年2月22日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

#### ■韓進重工業の下請け労働者、肺癌は業務上災害

ソウル行政法院は肺癌で死亡した韓進重工業の下請け労働者、ハン・某氏に対する勤労福祉公団の労災不承認決定を、違法と判示した。

ハン氏(死亡当時59才)は95年から15年近く、韓進重工業工業と釜山重工業、現代重工業などの造船所で取り付けと溶接作業をし、2010年12月に肺癌で亡くなった。故人は主に小さな組み立て業務を担当してほとんど野外で作業をし、溶接作業のほとんどは軟鋼溶接だった。最近の研究によれば、軟鋼溶接はステンレス鋼溶接に劣らず肺癌の発生に影響を及ぼすと見られている。故人が主に作業した韓進重工業の作業環境測定結果を見ると、取り付け作業時に発生する有害物質は基準値以下であったが、産業安全保健研究院が実施した疫学調査の結果、取り付け作業者には溶接作業者とは違って適切な保護具が支給されていないことが確認された。

裁判所は「故人が15年間、保護装具もキチンと準備されないまま、溶接と取り付け作業をし、肺癌の発生の原因になる各種の有害物質に曝露し、そのために色々な呼吸器疾患に苦しめられてきた」。「故人は25年間禁煙したうえ、家族歴もなく、有害物質に長期間曝露した作業環境が肺癌発病に相当な影響を及ぼしたと推定される」と判示した。2013年2月22日 毎日労働ニュース キム・ミョン記者

(翻訳：中村 猛)

# 前線から

## 元請が事業主証明拒否 Sさんのじん肺労災認定

### 大阪

じん肺で昨夏相談に来られたSさんの労災が、今年に入ってようやく認められた。Sさんは昨年4月6日に、前の晩から従事していた夜勤仕事を終えた直後に病院で肺機能検査を行っている。その結果、%肺活量が60%を切っており、管理4のじん肺にあたることが明らかになった。

ご自身で監督署に問い合わせ、じん肺管理区分申請を行い、5月23日には大阪労働局から管理区分決定通知を受けるところまでは順調に進んだ。しかし、休業補償請求を行う際、最終事業場の元請探しで行き詰ってしまう。所属はつり会社から始まり、下請けを一段ずつ登って元請会社にたどりついたのは8月、そしてここからさらに時間がかっ

た。

元請事業所の責任者は何とか証明を拒否する事由がないか探そうとする。本人が療養を必要とするのが、最終事業場であるという証拠はあるのか。会社からの問い合わせの都度、資料を提示して対応してきたが、最終的には証明拒否の回答を受けた。その理由は、「Sさんははつり作業をしていない」というものであった。

確かにSさんは最終事業場でブレーカーやチッパーなど使用していないが、じん肺の労災請求における最終事業場の定義は「粉じんが発生する場所で最後に働いていた事業場」となっている。Sさんが最後に入った現場は解体を伴う建物の改装工事で、作業内容は作

業ガラの片づけであったが、当然粉じんの中で作業をしている。事業所が証明を拒否する理由にはあたらない。

送り返された請求用紙を持って天満労働基準監督署に提出すると、しばらくして担当者から、「報告された事業所は、最終粉じん職場にあたらない」と回答があった。会社の誤りを正すのではなく、誤りに乗っかってしまったらしい。

「この現場に入る直前の現場から最終事業所証明をもらうことになっているから」と言うので、深く追求しなかったことが間違いの始まりだった。

監督署のいう直前の現場では、元請であるメタ・ウォーター株式会社からSさんの所属していたはつり会社まで6層におよぶ下請構造があり、メタ・ウォーター社はSさんの就労を把握していなかった。メタ・ウォーター社は二次下請業者にSさんの就労を確認する調査を任せしたが、何か勘違いをした二次下請から詰問された三次下請・四次下請が動揺し、Sさんにプ

レスチャーがかかるような事態に陥ってしまった。

さらに、安全センターには、この二次下請業者から、この現場に入る前はどの現場で作業をしたのか明らかにせよという連絡が入った。今回の手続き上まったく必要のない情報であるため、その理由を尋ねると、「『裁判を起こされたくないから』と元請さんは言っていました」と正直に答えてくれた。しかし、裁判リスクを回避するために被災者の職歴を調査するなど常識では考えられない。そこでこの二次下請を通じて元請に対し遺憾の意を示したところ、三週間後ようやく事業所証明欄が埋まった休業補償給付請求書が労基署に届いた。

Sさんのケースでは平均賃金の問題も発生している。いくつかのはつり会社を掛け持ちして働いていたSさんは、その日ごとにそれぞれの親方から賃金を受け取っている。フリーの職人として決まった業者に所属をしていないため、平均賃金は日々雇入れられる者として算定されなくてはな

らない。そのため、各親方に発行してもらった賃金の証明を持って労基署の聞き取りに向かった。

Sさんはご自身の雇用形態を説明し、複数の賃金証明を提出しようとしたが、労基署は「面倒になるから」という理由でもっとも就労日数が多いF社分を除き、賃金証明の受理を拒否した。その意図を確認するべく労基署に電話をすると、「本人は何も資料を持ってこなかった」、「F社の従業員であることは、本人もF社も認めている」という。また、F社の従業員であったものとして、通

常の計算方法で平均賃金を算定する予定らしい。Sさんは毎日のように働いていたが、F社に限ってしまうと彼の就労が過小評価され、給付基礎日額が不当に少額になることは目に見えている。十分な聞き取りがされていないと判断し、もう一度賃金について聞き取りを行うよう監督署に申し入れた。

はつり作業を通じてじん肺に罹患した被災者は少なくないが、未だに府内で不適切な処理が発生している。今後も十分注意を払っていこう。

## 外国人技能実習生の労災かくして申し入れ

連合大阪ハートフルユニオン

大 阪

連合大阪ハートフルユニオンには外国人技能実習生の組合員が多く、雇用・労働条件の問題だけではなく労災相談も頻繁に寄せられる。外国人技能実習生が被災したケースでは、受け入れ企業を監督する立場にあ

る監理団体の怠慢も手伝って表に出てこないケースもある。今回、問題を集約して監理団体に適正な手続きを申し入れた。以下は九州鉄工事業協同組合大阪支部に申し入れた内容である。

1. 鋳造業である八光産業株式会社において、未だに産業別最低賃金(鉄鋼)すら支払われていない。現在就労中のすべての技能実習生の入社時に遡り是正すること。
2. 八光産業株式会社において、ジョコ組合員が昨年5月24日に被災した事故は、重量物を運ぶ際に用いたクレーンの鎖が切れて発生した事故にも関わらず、同社が病院に提出した療養補償給付請求用紙には、「鋳型の高さ50cmの上に重り(約100kg)をいくつか乗せます その内1つの位置を手で修正している際 重りの下の角パイプがズレバランスをくずして足に落ちました。」(原文ママ)と偽りの報告をしている。事実を明らかにし、監督署に対し是正報告すること。
3. また、ジョコ組合員の休業補償給付請求がされていない。八光産業株式会社は基本給の6割を休業期間中に支払っているようだが、これは休業補償給付の額ではない。至急休業補償給付請求を行うこと。また、傷病報告を監督署に提出すること。
4. 藤井鋼業において、労働時間管理がされていない。タイムカードを設置すること。
5. 藤井鋼業は、鉄鋼業にもかかわらず産業別最低賃金を支払っていない。入社時に遡って是正すること。
6. 藤井鋼業において、残業時間に対する手当が正当に支払われていない。具体的には、事業所が技能実習生に対し1時間単位で残業を命じておきながら、命じた時間を超えた場合は1時間を超えないものについては残業手当が支払われていない(注:1時間未満切捨て)。この結果、毎月数時間のサービス残業が発生している。入社時に遡って是正すること。
7. 藤井鋼業のウィボウォ組合員は、2012年7月25日に会社内で事故に遭い、その後6日休業した(7月26日~8月1日)。このうち5日分の給料が控除されているが、労災ではないかと思われるので調査の上適法に処理されたい。なお、休業開始後3日間は事業主により平均賃金の6割が支払われなくてはならない。
8. 岩井鋼商においても4.~6.の実態は同じである。併せて是正すること。

提示後3週間以内に改善が見られない場合は直接行動に出るという警告を加えて上記書面を手交した。この中では3社2件の労災事故を取り上げているが、九州鉄工事業協同組合は主に

九州から中国地方に技能実習生を配置している全国規模の監理団体である。従前から九州・中国地方の製造業で働く技能実習生から相談が多く、骨折等の重症事故が多い。

これらの事業所に、安全に対する配慮はまったくない。組合員に会社で安全についてどのような教育が施されているか尋ねたところ、「事故が発生して誰かがケガをすると、社長が従

業員を集めて、『ケガをしないように』と伝える」という程度のものであった。板の踏み外しによる捻挫や、グラインダーによる裂傷については労災として処理されることもなく、技能実習生本人の健康保険を使って療養費を支払い、個人負担分については会社が費用を出して済ませている。

今回、九州鉄工事業協同組合は即座に対応し、社会保険労務士によって各種手

続きが進められた。事業協同組合の担当者は「会社さんはどうも手続きの仕方を知らなかったそうで…」と説明に来たが、療養補償給付請求書に嘘を書いていることなど考えると手続きを知らなかったとは思えない。

もともと日本の若年労働者が入ってこないような現場であるために外国人の労働力に頼らざるをえない会社ばかりである。しかし、日本人が働こうと思わない

理由には、安全対策や労働条件の整備など、会社がすべきことをきちんとしないという根本的な問題がある。日本がいつまでも外国人が喜んで働いてくれる国のままでいるという保証はない。中小零細企業は今後の生き残りをかけて、真面目に安全衛生活動に取り組んでもらいたい。



## アスベスト禍はなぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与  
中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

日本評論社 A5判 248ページ  
定価 2520円



## 図解 あなたのまわりのアスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター〔編〕  
1260円(税込み) 朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない！  
…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本書です。

# 2月の新聞記事から

2/5 「餃子の王将」を展開する王将フードサービスの男性社員が、長時間業務でうつ病を発症し休職に追い込まれたとして、同社を相手取り約2300万円の損害賠償を求める訴訟を京都地裁に起こした。男性は平成22年1月から京都府南部の店で正社員として勤務。スタッフ数が少ない調理場やメニューを考案する担当などを掛け持ちした。23年4月から休職し、同月医師からうつ病と診断された。同年1月までの6カ月間の平均残業時間は約135時間。24年2月には、京都市南労基署が労災認定した。

2/6 香川県内のうどん店では労働関係の法令違反が比較的多いという調査結果を、香川労働局が発表。2010年ごろからうどん店の相談が増えたため県内の5つの労基署が昨年4月から12月にかけて県内40店に立ち入り調査した結果、労働基準法や労働安全衛生法違反が9割の36店で見つかった。県内の全業種の違反率は74%という。

2/8 元巡査部長2人が昨年3月、大和市のカラオケ店で20代の女性警察官に対しブラウスとズボンで脱いで巡査部長の服に着替えるよう強いたなどとして逮捕された事件で、神奈川県警暴力団対策課の巡査部長を停職3カ月、強要と暴行容疑で逮捕された県警交通総務課の巡査部長を停職1カ月の懲戒処分とした。ともに同日付で依願退職した。横浜地検は同日2人を起訴猶予処分とした。県警は現場に居合わせた麻生署の男性警部補を減給100分の10の懲戒処分、宮前署の男性巡査長を本部長訓戒とした。

2/12 アスベストを吸って肺がんを発症し死亡したのに労災不認定とされた神戸市の港灣労働者、英規雄さんの遺族が、国に不認定処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は処分を取り消した1審神戸地裁判決を支持し、国の控訴を棄却した。不認定根拠となった厚生労働省の07年基準について裁判長は「合理性を認め難い」と述べた。

兵庫県高砂市の山陽電鉄の踏切で阪神梅田行き特急電車と車両運搬用トラックの荷台部分が衝突。弾みで車両の1、2両目が脱線し沿線の電柱やブロック塀などをなぎ倒して約120M進み、荒井駅のホームに乗り上げた。電車の男性運転士が重傷、トラックの運転手と乗客13人が軽傷。

福岡県行橋労働基準監督署は拓進工業及び同社社長マリュウシン工業及び同社社長の2人と2人を、労働安全衛生法違反の疑いで地検小倉支部に書類送検した。容疑は昨年6月6日セメント工場で、拓進工業の指揮下で作業していたリュウシン工業の従業員が、ワイヤロープの落下で首に負傷した際、両社は労基署への報告書提出を怠り労災隠しをしたとされる。

2/15 ニチアスの王寺工場の元従業員3人が、業務中にアスベストを吸い健康被害を受けたとして同社に損害賠償を求めている訴訟で、奈良地裁が同社に対し、王寺工場で勤務し石綿による健康被害を受けた可能性のある労働者の就業時期、作業内容などを示す文書の提出を命じる決定をしたことが分かった。対象者数が石綿労災の認定者数(11年度末で85人)を大幅に上回るのは確実で、文書を分析すれば被害実態の解明などに役立つ可能性が高く、支援団体は「画期的な司法判断だ」としている。

決定は1月31日付。

2/18 住友重機械工業の横須賀市内などの工場勤務していた元社員菱倉康彦さんが肺がんで死亡したのは同社のアスベスト対策が不備だったためとして、遺族が同社に3500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が横浜地裁横須賀支部であり、杉山正己裁判長は2750万円の支払いを命じた。同社は生前、じん肺発症への補償として約300万円を支払い将来分の請求をしないとする念書を交わし、その後は賠償に応じてこなかった。判決理由で「死亡慰謝料まで放棄させることは労働者の一方的不利益で、容認できない」と指摘した。

2/20 印刷会社の従業員らが相次いで胆管がんを発症している問題で、厚生労働省は印刷会社「SANYO-CYP」の従業員ら16人(死亡7人)の労災を認定する方針を固めた。早ければ年度内の認定を目指す。胆管がんによる労災認定は初めて。同省はく1)同社の申請者が20~40歳代と若いく2)同社の作業場の換気が不十分で、化学物質に汚染された空気の56%が還流していたことなどから、因果関係があると判断したとみられる。また今回は時効の起算点を胆管がんと業務の因果関係が明らかになった時点として対応する。同社の労災申請者のうち、5人は既に死後5年が経過しているが、時効成立前として扱う。全国の印刷会社で2月12日までの労災請求は計62人(死亡38人)。

2/22 女性警察官にセクハラをしたとして、兵庫県警は男性巡査長と男性巡査部長を減給10分の1の懲戒処分とした。巡査長は2010年4月から12年10月、署内などでいずれも20代同僚の女性警官5人に対し、脇腹や頬を指で突くなどのセクハラを多数回繰り返した。巡査部長は09年12月ごろから12年11月、飲食店などで20代の女性警官の胸を指で突くなどのセクハラを5回行った。

調理師だった福岡県遠賀町の少年(19歳)が自殺したのは勤務先の飲食店の上司による暴力が原因として、両親が店の運営会社と上司2人に慰謝料など9160万円の支払いを求めて福岡地裁小倉支部に提訴した損害賠償請求訴訟で和解が成立。会社側が「行き過ぎた指導」と認め、パワハラ行為を事実上認めた。成立は21日付。少年は2008年4月、「グラノ24K」に入社。翌年8月自宅で自殺した。両親は09年に提訴。北九州労働基準監督署は10年10月に労災認定していた。

2/28 福島第一原発で事故後に働いた約2万1千人が浴びた放射線量について、東京電力が全国の原因作業員の被曝記録を一元的に管理する公益財団法人「放射線影響協会」にまったく提出していないことがわかった。事故から2年近くたった今も、ずさんな被曝管理は続いている。

照明機器販売会社に勤めていた茨城県八千代町の岩田一徳さんが2009年に脳出血で死亡したのは過労が原因だととして、両親が遺族補償などを不支給とした常総労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は労災に当たるとした。岩田さんの死亡前半年間の時間外労働は1カ月74~25時間程度で80時間以上に満たないが、裁判長は「精神的緊張を伴う業務に相次いで従事した」と指摘。深夜勤務が増えていた時期に、長距離の夜間運転をして出張した点も考慮した。